知恵と力を合わせて信州を元気に

**MONTHLY REPORT** 

2016

No.474

中小企業レポ

活性化情報 長野県中小企業団体中央会



4/1から ご利用料金引き下げ!!

## 全自動賞金庫

けんしんの貸金庫が 災害・盗難からあなたの財産をお守りします。



#### ■ご利用料金(消費税込)

小

大きさ(深さ×幅×奥行)

6×26×35cm

ご利用料金(年間)

21,600円

10,800円

大

大きさ(深さ×幅×奥行)

10×26×35cm

ご利用料金(年間)

32,400円

21,600円

※大きさは店舗により若干異なります。

■ご利用時間

土・日・祝日ご利用OK!!

平 日**■**午前8:00~午後9:00 土•日•祝日**■**午前9:00~午後7:00

## 365日営業店舗

- □本店営業部
- ■東支店
- ■古牧支店
- ■吉田支店
- ■飯山支店
- ■中野支店
- ■須坂支店
- ■上田支店
- ■野沢支店
- ■安曇野支店
- ■諏訪支店
- ■茅野支店

■の店舗は、

手のひら静脈認証のお取り扱い、 車椅子でのご利用ができます。

※本店営業部のご利用料金は別体系となります。

6193449014974820

●詳しくは、窓口または担当者までお問い合わせください。



#### 知恵と力を合わせて信州を元気に

## 県中小企業レポート

2016 **5** No.474

- 2 特集平成28年度長野県中小企業融資制度について
- 7 **信州の100年企業** 笠原工業株式会社(上田市)
- 9 全中インフォメーション
- 10 **好機逸すべからず** 力石化工株式会社(坂城町) 株式会社湯川酒造店(木祖村)



《絹糸をとる図(笠原工業株式会社HPより)》

国指定重要文化財旧常田館製絲場では日本の近代化に大きく貢献した製糸業界の貴重な資料が保存・展示されています。

【施設ご見学日程】

公開時間 10:00~16:00 入場受付15:30まで 期 間 3月19日~11月末日の間(無休)

※団体見学についてはお問い合わせください。

電話 0268-26-7005

(2016.3.19現在)

## 特集 平成28年度

## 長野県中小企業融資制度について

県では、金融機関及び長野県信用保証協会と協調し、長期・固定・低利の融資制度を設け、金融機関への資金の預託、県と市町村による信用保証料の補助を通じて、中小企業の皆さんが安定した経営を行えるよう応援します。

※限度額の()内は、事業協同組合等の中小企業団体の場合です。

#### ■中小企業振興資金(一般枠)

【対 **象 者**】 経営の安定又は合理化のための資金を要する 方

【限 度 額】 中小企業振興資金(しあわせ信州創造枠)との合計で

[設備] 1億円(1億1,000万円)

[運転] 5,000万円 (6,000万円)

【利 率 年2.1%

貸付期間1年以内の場合 年1.8%

 関】 [設備] 7年以内、自動車5年以内、建物等13年以内(うち据置1年以内)

[運転] 5年以内(うち据置6月以内)

【信用保証料】 2.20%以内

【保 証 人】 原則として法人代表者以外不要

【担 保】 必要に応じて徴する。

【その他】常時使用する従業員の数が

常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く。)を主たる事業とする場合は5人)以下の会社又は個人等の小規模事業者(以下、「小規模事業者」という。)の場合には、従来の県制度資金を借り換えることができる場合があります。この場合、新規の借入額を追加することが可能です。

#### ■中小企業振興資金(しあわせ信州創造枠)

【対 象 者】 県施策に合致した取り組みを推進し、下記認証又は認定を受けている方

「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証 「消防団協力事業所表示制度」認定

【限 度 額】 中小企業振興資金 (一般枠) との合計で

[設備] 1億円 (1億1,000万円)

[運転] 5,000万円(6,000万円)

【利 率】 年1.9%

貸付期間1年以内の場合 年1.6%

 間】 [設備] 7年以内、自動車5年以内、建物等13年以内(うち据置1年以内)

[運転] 5年以内(うち据置6月以内)

【信用保証料】 2.20%以内

【保 証 人】 原則として法人代表者以外不要

【担 保】 必要に応じて徴する。

【その他】常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く。)を主たる事業とする場合は5人)以下の会社又は個人等の小規模事業者(以下、「小規模事業者」という。)の場合には、従来の県制度資金を借り換えることができる場合があります。この場

合、新規の借入額を追加することが可能です。

#### ■中小企業振興資金(流動資産担保枠)

【対 象 者】 売掛金債権や棚卸資産を担保として、流動資 産担保融資保証制度を利用して融資を受けよ うとする方 【限 度 額】 [運転] 5,000万円

【利 率】 年1.8%

【期 間】 [運転] 1年以内(根保証を利用する場合は 1年)

【信用保証料】 0.68%

【保証人】原則として法人代表者以外不要

【担 保】 売掛金債権、棚卸資産



#### ■ 経営健全化支援資金(経営安定対策)

【対 象 者】① セーフティネット保証7号に該当する方 ※セーフティネット保証の認定は市役 所・町村役場の商工担当課で受けてく ださい。

- ② 経済変動等に伴い事業活動に支障を生じている方で、下記のいずれかに該当し、 経営向上に取り組む方(知事特認)
  - (ア) 最近3ヶ月間の売上高又は売上高経 常利益率(収益性)が過去3年いず れかの同期に比べ同じか減少
  - (イ) 最近6ヶ月間の売上高又は収益性が 前年同期に比べ同じか減少
  - (ウ) 直近決算期の収益性が1期又は2期 前に比べて同じか減少

【限 度 額】 [設備] 3,000万円 [運転] 3,000万円

【利 率】 年1.9%

【期 間】[設備] 9年以内(うち据置1年以内)

[運転] 7年以内(うち据置1年以内)

【信用保証料】 県・市町村の信用保証料補助により自己負担 0.44%以内

セーフティネット保証利用の場合は自己負担なし

【保証人】原則として法人代表者以外不要

【担 保】 必要に応じて徴する。

#### ■経営健全化支援資金(特別経営安定対策)

【対 **象 者**】 ① セーフティネット保証 1 ~ 6 号、8 号に 該当する方

※セーフティネット保証の認定は市役所・町村役場の商工担当課で受けてください。

② 経済変動等に伴い事業活動に著しい支障を生じている方で、下記のいずれかに該当し、経営向上に取り組む方(知事特認) (ア) 災害、異常気象又は経済の変動等 の影響を受けており、最近3ヶ月 間の売上高が前年同期に比べ5% 以上減少していること。

(イ) 災害、異常気象又は経済の変動等 の影響を受けており、最近3か月 間の売上高が前年同期に比べ同じ か減少しており、かつ、直近決算 期の収益性が0%以下で次の式を 満たすこと。

> 1期前の決算期の収益性-直近決 算期の収益性≥ 1.5%

- (ウ) 急激な為替相場の変動の影響に伴 う経営環境の悪化により、最近3 か月以内(1ヶ月単位)の売上高 又は収益性が、その前の同期間又 は、前年同期に比べ5%以上減少 していること。
- (エ) 災害の影響を受け、災害発生後2 か月のうち1ヶ月の売上高又は収 益性が、その前の月若しくは前年 同月に比べ5%以上減少している こと。
- ③ 連鎖倒産を防止するために資金を必要と する方

【限度額】 [設備] 3,000万円 [運転] 5,000万円

【利 率】 年1.6%

【期 間】 [設備] 9年以内(うち据置1年以内) [運転] 7年以内(うち据置1年以内)

【信用保証料】 県・市町村の信用保証料補助により自己負担 0.44%以内

セーフティネット保証利用の場合は自己負担 なし

原則として法人代表者以外不要 【保証人】

【扣 保】 必要に応じて徴する。

#### ■経営健全化支援資金(災害対策)

【対 災害により被災し、市町村長のり災証明を受 けた方

【限 [設備] 3,000万円 [運転] 3,000万円 度 額】

率】 【利 年1.1%

【期 間】 [設備] 10年以内、建物等12年以内(うち据 置1年以内)

> 5年以内(うち据置1年以内) [運転]

【信用保証料】 県・市町村の信用保証料補助により自己負担 0.44%以内

> セーフティネット保証利用の場合は自己負担 なし

【保証人】 原則として法人代表者以外不要

(3,000万円※)

【担 保】 必要に応じて徴する。

#### ■地方創生推進資金

#### A 創業支援向け

【対 象 者】 新規開業予定者及び新規開業者で事業実施の ために資金を必要とする方

【限度額】 [設備] 3,000万円 [運転] 1,500万円 ※個人の新規開業予定者の場合は、設備・運 転の合計で、自己資金の範囲内で2,500万円

> ただし、創業関連保証を利用できる場合は、 1,000万円(1,500万円※)まで自己資金不要

【利 率】 年1.1%

【期 間】 [設備] 10年以内、自動車5年以内(うち据 … 置1年以内)

「運転」 5年以内(うち据置1年以内)

【信用保証料】 県・市町村の信用保証料補助により自己負担 0.44%以内

> 創業等関連保証、創業関連保証利用の場合は 自己負担なし

【保証人】 原則として法人代表者以外不要

【担 保】 必要に応じて徴する。

の (そ 他】

- ・個人で事業を開始する場合は商工会の経営 指導員等による経営指導を受ける必要があ ります。
- · 創業等関連保証、創業関連保証を利用でき る場合は、原則2,500万円 (3,000万円※) ま で無担保、無保証人による貸付となります。 (法人代表者を除く。)
- ※産業競争力強化法第2条第23項第1号に規 定する認定特定創業支援事業による支援を 受けて創業を行おうとする方が対象となり ます。

#### B 事業展開向け

- 【対 象 者】 ①-a 新しい技術・製品・サービス等の研究 開発、事業展開を行おうとする方
  - ①-b 中小企業新事業活動促進法の認定事業 者(経営革新計画の承認事業者等)、地 域中小企業育成プロジェクト事業支援 対象事業者、「社員の子育て応援宣言!」 を行った事業者(宣言内容に必要な資 金に限ります。)
  - ①-c 中小企業地域資源活用促進法·農商工 連携促進法の認定事業者、長野県地域 産業活性化基金・長野県農商工連携支 援基金の助成を受けた事業者
  - 先端技術機器の導入、ICTの活用によ り、業務の合理化を図ろうとする方
  - ③-a 事業転換・新分野への進出を図ろうと する方又は商品の機能等の大幅な改善 を行おうとする方
  - ③-b 建設業を営む方で、新分野への進出に より事業転換又は経営の多角化を図ろ うとする方
  - ③-c ③-aのうち、航空宇宙産業、医薬品・ 高度管理医療機器・管理医療機器製造 業において試作開発から資金回収開始 までに相応の期間を要する方
  - 事業引継ぎセンターの支援を受けて事 業承継計画を策定するなど、事業承継 により、既存事業を譲り受けようとす る方
  - 特許権等の取得により、競争力の向上 (5) を図ろうとする方

【限度額】 [設備] 1 億円 対象者①-b・①-c・③-c・④ に該当する場合 1億5,000万円

> [運転] 3,000万円 対象者③-cに該当する場 合 5,000万円

【利 率】 年1.7%

対象者①-c・④に該当する場合 年1.4%

【期 間】 [設備] 7年以内、建物等12年以内(うち据 置1年以内)、

対象者①-aに該当する場合9年以内 (うち据置1年以内)、

対象者①-b・①-c・③-b・④に該当す る場合10年以内(うち据置2年以内)、 対象者③-cに該当する場合12年以内 (うち据置5年以内)、

対象者(1)-b・(1)-c・(4)に該当する場合 建物等13年以内(うち据置3年以内)、 対象者③-cに該当する場合建物等17 年以内(うち据置5年以内)

[運転] 5年以内(うち据置1年以内)、 対象者①-a·①-b·①-c·③-b·④に 該当する場合7年以内(うち据置1 年以内)、

> 対象者③-cに該当する場合10年以内 (うち据置5年以内)

県・市町村の信用保証料補助により自己負担 【信用保証料】 0.44%以内

> 経営革新計画の承認事業者等の場合は自己負 担なしとなる場合があります。

原則として法人代表者以外不要 【保証人】

【担 必要に応じて徴する。 保】

他】 【そ の 経営革新計画の承認、地域資源の活用、農商 工連携については、地方事務所商工観光 (建築) 課にご相談ください。

#### C 地域活性化向け

【対 象 者】 ①-a 地域の特色を生かした商店街創造支援 事業、中心市街地再生モデル構築事業 及び街なか創業塾設置モデル事業(市 町村が行う同種の事業を含む。) の対象 地区において、空き店舗の活用により

> ①-b 商店街や店舗、卸団地の活性化(アー ケードや街路灯の設備、商店街の空き 店舗への出店等) を図ろうとする方

地域の活性化を図ろうとする方

- ②-a 県産品の需要開拓、地場産業の活性化 を図ろうとする方
- ②-b ②-aのうち長野県伝統的工芸品を製造 する方
- (3) 観光資源を活用して、宿泊施設や観光 地の活性化に資する施設の整備を図ろ うとする方
- 高齢者や障害者に配慮した施設整備を (4) しようとする方

[設備] 1億円 対象者①-a・①-bに該当す 【限度額】 る場合 1億5,000万円

> [運転] 3,000万円

【利 年1.7% 率】 対象者①-a・②-bに該当する場合 年1.4%

【期 間 [設備] 7年以内、建物等12年以内(うち据 置1年以内)

> [運転] 5年以内(うち据置1年以内)

【信用保証料】 県・市町村の信用保証料補助により自己負担 0.44%以内

【保証人】 原則として法人代表者以外不要

【担 保】 必要に応じて徴する。

#### ■新事業活性化資金

#### A 防災・環境調和向け

【対 象 者】 ① RoHS指令等に対応するための研究開発、 生産設備導入等を行おうとする方

- ② グリーン調達に対応するための研究開発、 生産設備導入等を行おうとする方
- ③ リサイクル施設、公害防止施設、産業安 全衛生施設の整備を図ろうとする方
- ④ 自己使用事業所での吹き付けアスベスト 除去を行おうとする方
- ⑤ 最終処分場の延命化を図ろうとする方
- ⑥ 事業用建築物の耐震診断又は耐震補強、

機械等の転倒防止を図ろうとする方

- ⑦ 宿泊施設の防火安全対策の機能改善を図 ろうとする方 <取扱期間:平成29年3月 31日まで>
- ⑧ 地下タンクの流出事故防止対策を講じよ うとする方
- 事業継続計画 (BCP) の策定、事業継続 計画に基づく対策を行う方

1億5,000万円 [運転] 3,000万円 【限度 額】 [設備] 年1.9% 【利 率】

【期 間】 [設備] 10年以内(うち据置2年以内)、建物 等13年以内(うち据置3年以内)

7年以内(うち据置1年以内) [運転]

県・市町村の信用保証料補助により自己負担 【信用保証料】 0.44%以内

【保証人】 原則として法人代表者以外不要

【担 保】 必要に応じて徴する。

#### B 節電・省エネ対策向け

【対 象 者】 ① 省エネルギー型照明設備(LED照明へ の切り替え、照明反射板の設置に限る。) の導入等を行おうとする方

- ② エネルギーの使用の合理化に資する施設 (中小企業信用保険法施行規則別表第二の 一に掲げる120施設)の導入等を行おうと する方
- ③ 非化石エネルギーを使用する施設(中小 企業信用保険法施行規則別表第二の二に 掲げる7施設)の導入等を行おうとする方

【限度額】 [設備・運転合計] 5,000万円 ※省エネル ギー・節電支援保証の保証限度額内での取扱 いになります。

年1.6% 率】 【利

【期 [設備] 10年以内(うち据置2年以内) [運転] 7年以内(うち据置1年以内)

【信用保証料】 県・市町村の信用保証料補助により自己負担 0.44%以内

【保証人】 原則として法人代表者以外不要

【担 保】 必要に応じて徴する。

[そ の 他】 融資対象設備については、地方事務所商工観 光(建築)課にご相談ください。

#### 海外展開向け

【利

【対 象 者】

- 1 出資割合が10%以上となる場合における 外国法人の発行に係る株式又は出資の持 分の取得を行おうとする方
- ② 出資割合が10%以上である又は永続的な 関係がある外国法人の発行に係る証券等 の取得又はこれらの外国法人に対する金 銭の貸付を行おうとする方
- ③ 外国における支店、工場等の設置又は拡 張を行おうとする方
- ④ 海外直接投資の事業実施に必要な従業員 教育又は調査を行おうとする方

【限度 額】 [設備] 1億円 [運転] 3,000万円 率】 年1.9%

【期 間】 [設備] 7年以内、建物等12年以内(うち据 置1年以内)

> 5年以内(うち据置1年以内) [運転]

【信用保証料】 県の信用保証料補助により自己負担1.1%以内

【保証人】 原則として法人代表者以外不要

保】 【担 必要に応じて徴する。

【そ の 他】 ・県内に本社機能を有する方であること。

> ・現在の事業の縮小又は県内事業所の閉鎖あ るいは従業員の雇用調整を伴わないもので あること。

#### 長野県中小企業融資制度資金一覧表■

例えばこんなときご利用ください	資金名		限度額 (組合は別途)	利率(年)	貸付期間上限 ( ) 内建物等	据置期間上限 ( )内建物等	信用保証料	
・早期に借入をしたい ・事業資金が必要な方	中小企	一般枠	   設備 1億円   運転(長期・短期)	2.1% (1 年以内 1.8%)	設備 7 年(13 年)	設備 12 月	2.2% 以内	
・県施策の方向性に合った認証等 を受けている方	中小企業振興資金	   しあわせ信州創造枠 	5,000万円	1.9% (1年以内1.6%)	運転 5 年   	運転 6月		
・売掛金債権や棚卸資産を担保 として借入をしたい	金 	流動資産担保枠	運転 5,000万円	1.8%	運転 1 年	なし	0.68%	
・セーフティネット保証 7号 ・売上・収益が減少し、経営安 定のために資金が必要	経営健	経営安定対策	設備 3,000万円 運転 3,000万円	1.9%	設備 9 年 運転 7 年	設備 12 月 運転 12 月	   県・市町村補助   により自己負担   0.44%以内	
<ul><li>・セーフティネット保証1~6、8号</li><li>・売上・収益が著しく減少し、 経営安定のために資金が必要</li></ul>	全化支援資金	特別経営安定対策	設備 3,000万円 運転 5,000万円	1.6%	設備 9 年 運転 7 年	設備 12 月 運転 12 月	0.44% 以内   セーフティネット   保証利用の場合自	
・災害に被災し、資金が必要	) 金 ———————————————————————————————————	災害対策	設備 3,000万円 運転 3,000万円	1.1%	設備 10 年 (12 年) 運転 5 年	設備 12 月 運転 12 月	己負担なし	
・これから創業しようとする方 ・創業間もない方		創業支援向け	設備 3,000万円 運転 1,500万円 (新規開業予定者は設備・運転合計で 2,500万円。認定特 定創業支援事業者にあっては3,000万円)	1.1%	設備 10 年 自動車 5 年 運転 5 年	設備 12 月 運転 12 月	県・市町村補助により自己 により自己 0.44%以内 創業関連保証・創業等関連保証の場 合自己負担なし	
・新たな事業展開を図る方 ・経営革新計画の承認を受けた方 ・先端技術機器を導入する方 ・新分野へ進出しようとする方 ・事業を譲り受けようとする方		事業展開向け	設備 1億円 新事業活動促進法 認定事業者等の場合 1.5億円 運転 3,000万円 知事が特に認めるものは、 設備 1.5億円 運転 5,000万円	1.7% 知事が特に 認めるもの は、1.4%	設備 7年、9年、10年 (12年、13年) 運転 5年、7年 知事が特に認める ものは、 設備 12年(17年) 運転 10年	設備 12月 (36月) 運事がる は 議備 60月 運転 60月	県・市り以 町自己の.44%以内 経営革用の場合自己 負担なし	
・商店街の活性化を図ろうとする方 ・地場産業の活性化に取り組む方 ・観光資源を活用して宿泊施設 や観光地の活性化に資する施 設の整備を図ろうとする方	地方創生推進資金	地域活性化向け	設備 1億円 運転 3,000万円		設備 7 年(12 年) 運転 5 年	設備 12 月 運転 12 月		
・工業団地に工場等(研究開発施設含む)の新設、移転を行おうとする方・工業団地内の工場等に新たに設備導入を行おうとする方・ICT 産業等立地助成金の交付を受け、当該事業に係る施設の新設又は移転を行おうとする方・県外にある本社機能の県内への移転を行おうとする方	貨金	企業立地向け	設備 3億円 (知事特認 5億円) 研究開発施設の場合 設備 5億円 運転 5,000万円 設備導入及び本社 機能移転の場合 設備 1.5億円 運転 3,000万円	1.4%	設備 15 年 設備導入及び本社 機能移転の場合設 備 10 年(13 年) 研究開発及び本社 機能移転の場合 運転 7 年	設備 36 月 月 及 6 月 月 及 6 元 機場 4 元 の 3 名 月 及 8 元 報 6 元 報 6 元 報 6 元 の 3 元 8 元 8 元 8 元 8 元 8 元 8 元 8 元 8 元 8 元		
・現在の事業から次世代産業への新規参入・事業転換計画を作成しようとする方 ・現在の事業から次世代産業への新規参入・事業転換を開始する方又は、間もない方		次世代産業向け	設備 1億円 運転 3,000万円 知事が特に認めるも のは、 設備 1.5億円 運転 5,000万円		設備 10 年 (13 年) 運転 7 年 知事が特に認める ものは、 設備 15 年 (18 年) 運転 12 年	設備 24 月 (36 月) 運転 12 月 知事が特に認 めるものは、 設備 60 月 運転 60 月		
・環境規制に対応するための研究開発、生産設備導入を行う方・事業用建築物の耐震補強を行う方・宿泊施設の防火安全対策を行う方・ 地下タンクの流出事故防止対策を行う方・事業継続計画(BCP)の策定、事業継続計画に基づく対策を行う方	新事業活性化資金	防災・環境調和向け	設備 1.5億円 運転 3,000万円	1.9%	設備 10 年 (13 年) 運転 7 年	設備 24 月 (36 月) 運転 12 月		
・節電・省エネルギー対策のため の設備の設置等を行おうとする方	資金	資金	節電・省エネ対策向け	設備・運転合計 5,00万円	1.6%	設備 10 年 運転 7 年	設備 24 月 運転 12 月	
・海外へ販路開拓等を行おう とする方		海外展開向け	設備 1億円 運転 3,000万円	1.9%	設備7年(12年) 運転5年	設備 12 月 運転 12 月	県補助により自己 負担 1.1% 以内	
・認定経営革新等支援機関の支援を 受けて経営改善を図ろうとする方	経営力強化支援資金		設備 1億円 運転 3,000万円	1.6%	設備 7 年 運転 5 年、10 年	設備 12 月 運転 12 月	2.0% 以内	
・経営サポート会議等の検討による計画 等に基づき経営改善を図ろうとする方	経営改善サポート資金		設備・運転合わせて 1.5億円	1.6%	設備・運転いずれ も 15 年以内	設備・運転 いずれも12月	県・市町村補助に より自己負担なし	
・東日本大震災の影響を受け、 売上高が減少している方	東日本大震災復興支援資金		設備 3,000万円 運転 5,000万円	1.3%	設備 10 年 運転 8 年	設備 24 月 運転 24 月	県・市町村補助に より自己負担なし	
・法的整理中であるが、事業再生のために資金を必要とする方 ・長野県中小企業再生支援協議会等の支援を受けて再生を図ろうとする方	再生支援資金		運転 5,000万円	金融機関所定	運転3年、10年	運転 12 月 (一部を除く)	県補助により自己 負担 1.1% 以内	

#### ご利用前にご覧ください。

#### 【1】ご利用できる方

中小企業信用保険法に該当する中小企業者等 (一部業種を除く) [中小企業の範囲]

業種	資本金	従業員数
下記以外の産業	3億円以下	300人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチュー ブ製造業並びに工業用ベルト製造を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

(資本金又は従業員数のどちらか一方該当すれば対象となります。)

※原則として県内に事務所・事業所等があり、県内において 1年以上継続して事業を営んでいる必要があります(新規 開業予定者を対象としている資金もあります)。

※詳しくは信用保証協会又は県産業立地・経営支援課、県地 方事務所商工観光(建築)課にご相談ください。

#### 【2】ご利用できない方

- ・農林漁業、風俗営業飲食業の一部、公益法人、医療法人、 社会福祉法人、学校法人等は対象となりません。
- ・信用保証協会等で行った代位弁済に対する債務の履行が終 わっていない方(事業再生保証は除く)
- ・手形の不渡り事故を起こし銀行取引停止処分を受けている 方
- ・許可等が必要な業種でこれを受けていない方
- ・公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている方
- ・制度資金を不正に利用したことがある方
- ・経営継続の見込みのない方
- ・悪質な税滞納のある方
- ・営業と家計が分離していない方 等

#### 【3】ご利用前にご確認ください。

- 信用保証協会の保証付き融資を基本としています。
- 金融機関、信用保証協会の審査により融資のご希望に添えない場合があります。
- 初めて制度資金をご利用になる場合は、事業実態を確認 (現地調査) させていただきます。
- 県内に本支店のある都市銀行、地方銀行、第2地方銀行、 信用金庫、信用組合及び商工中金、県信連、農協(信用 保証協会と契約のある場合に限る)で取扱っております。
- 制度資金は長期・固定・低利の貸付を特徴としており、 短期資金のメニューを除き1年を超える期間の貸付となります(貸付期間の上限は、各資金の定めるところによります。また、貸付から1年を経過していない貸付金の繰上償還は原則としてできません(短期資金は除く))。
- 次の場合は設備資金の対象となりません。
  - ・貸借対照表の固定資産に計上されないもの

- ・不動産のうち、先行投資的なもの又は過剰投資的なも の
- ・既に設置取得等がなされているもの

#### 【4】信用保証料補助制度について

- ・経営健全化支援資金、地方創生推進資金、新事業活性化資金 (海外展開向けは除く。)、経営改善サポート資金、東日本大震災復興支援資金を利用する場合、<u>県と市町村が信用保証料を補助します。</u>利用する保証により、保証料の一部を負担いただく場合があります。
- ・新事業活性化資金 (海外展開向けに限る) 及び再生支援資金については、県が信用保証料の一部を補助します。
- ・中小企業振興資金及び経営力強化支援資金については、信 用保証料補助制度はありません。

【信用保証料の計算方法(県制度資金の場合)】

信用保証料=据置期間分保証料+割賦返済部分保証料据置期間分保証料=保証金額×据置期間/365×保証料率割賦返済部分保証料=保証金額×(保証期間-据置期間)/365×保証料率×割賦返済回数別係数

【県制度資金に係る保証を利用した場合(経営健全化支援資金・ 地方創生推進資金・新事業活性化資金(海外展開向けは除く。)・ 経営改善サポート資金・東日本大震災復興支援資金)】

信用保証料率	割引	県補助 割合	市町村 補助割合	中小企業 支払分保 証料割合
(責任共有制度対象) 0.35%~1.90% (責任共有制度対象外) 0.40%~2.20%	有担保 △0.10% 中小企業会計 △0.10%	2/5	2/5	1 / 5

(セーフティネット保証等、県・市町村の全額補助により中小企業者負担がない場合があります。)

#### 【5】担保・保証人の取り扱い

- ・法人代表者を除き、原則として不要ですが、次の方を保証 人とする場合があります。
- ① 実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人、申 込者(法人の場合はその代表者)とともに当該事業に 従事する配偶者
- ② 本人又は代表者に健康上の理由がある場合の事業承継 予定者
- ③ 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合は、当該協力者等
- ・担保については、原則として金融機関及び信用保証協会の必要に応じて徴することとしていますが、信用保証協会の保証残高が8,000万円を超えない小規模企業者は、1,250万円まで、無担保・無保証人による貸付が受けられる場合があります。この場合には、法人代表者が保証人となる必要があります。



※この掲載内容は、平成28年4月現在の内容ですので、最新の内容は県ホームページ等でご確認いただくか、産業立地・経営支援課又は地方事務所商工観光(建築)課までお問い合わせください。

#### 長野県産業労働部産業立地・経営支援課

(長野県庁5階 ☎026-235-7200)

信州の100年企業

社会経済情勢の変遷の中にあって多年にわたり事業を継続し地域社会に貢献してきた老舗企業をご紹介します。



#### 笠原工業株式会社 (上田市)

明治33年、常田館製絲場として上田工場の創立以来「誠実・努力・協和」を社訓として激動の時代を歩んできた。昭和59年、構造改善事業の実施により製糸業を休止しましたが、製糸業で培った「ものづくり技術」を活かし現在は電子機器・発泡スチロール等の製造を行っています。

製糸業時代からの住宅や繭倉庫を事業活動に活用しながら保存に努めてきた結果、平成19年11月、敷地内に残る木造5階建の繭倉庫他3棟が経済産業省の「近代化産業遺産」に認定されました。また平成24年12月には5階建繭倉庫・3階建繭倉庫・5階建鉄筋コンクリート造繭倉庫・撰繭場・常田館・文庫蔵・



4階建繭倉庫の7棟が国の重要文化財に指定され、現在は製糸業としての業歴の一端を地域社会に広く公開しています。

その中の常田館は明治41年に洋館風事務所として建築され、現在は近代日本の文化とともに歩んだ製糸業界の貴重な資料や美術品を展示する「常田館絹の文化資料館」として活用されています。

常に地域と協力し、地域社会との共存・共栄を図りながら事業 を展開されていることに大きな期待が寄せられています。

#### 主なあゆみ

諏訪湖畔の平野村 (現岡谷市) で創業 (明治22年) していた笠原組製絲場が上田工場として笠原組常田館製糸場を開業し、蚕都上田の中心産業であった生糸の生産を担い地域産業の発展に寄与してきました。

時代の変遷に対応し、製糸業から合成繊維の加工、コンピューター関連の組立加工、発泡スチロール製造への転換、石英ガラス研磨カット等と多角化経営を進めています。

明治11年7月 長野県諏訪郡平野村(現岡谷市)に初代笠

原房吉氏が製糸業を創業

明治33年3月 上田市に常田館製糸場を創立

昭和7年11月 株式会社笠原組を設立

昭和23年 笠原製糸株式会社に商号変更 昭和37年 笠原工業株式会社に商号変更

昭和39年 上田工場に天皇皇后両陛下行幸啓の栄を

賜る

昭和44年 富士通株式会社と提携しコンピューター

の加工組立の研究を開始

昭和52年 合成工場にて発泡スチロールの事業を開

始、製糸業からの転換を図る

昭和59年 製糸場合理化方針に従い製糸部門閉止

平成19年 笠原工業ホールディングス株式会社に社

号変更し3工場を分割し、上田・須賀川・

山梨に本社を置く笠原工業株式会社を設立

平成24年 木造5階建繭倉庫群他6棟が国の重要文

化財に指定される



#### 笠原工業株式会社

上田市常田1丁目10番3号

事 業 内 容 電子機器組立、ハーネス加工、合成樹

脂の成型加工・販売、光学関係の研磨・

切断加工

創 業 年 1889年

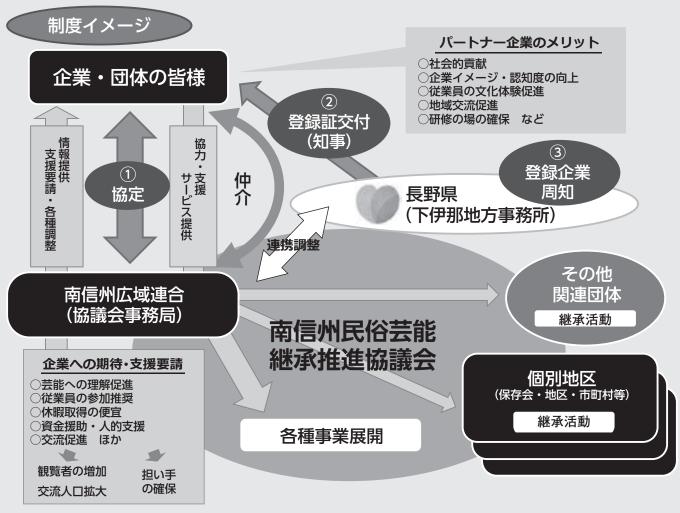
創業時の屋号 笠原組製絲場

創業時の事業 製糸業

## 「南信州民俗芸能パートナー企業制度」 登録企業・団体を募集します

~南信州の民俗芸能を企業・団体の皆様とともに未来へつなぐ~

南信州地域の民俗芸能※を確実に未来へ継承するため、民俗芸能保存・継承団体の各種取組に協力し、支援していただける企業・団体の皆様を、県が「南信州民俗芸能パートナー企業」 として登録する制度です。



- ・企業・団体の皆様には、民俗芸能の継承活動を支援することを目的として、南信州広域連合(南信州民俗芸 能継承推進協議会事務局)と協定を締結していただきます。
- ・県は「パートナー企業登録証」を交付するとともに、ホームページ等により県民に対して広く周知します。

※本制度の対象となる民俗芸能:国、長野県及び市町村が指定又は選択する無形民俗文化財 (例:遠山の霜月祭、新野の盆踊り、天龍村の霜月神楽、黒田人形・今田人形、大鹿歌舞伎等)

民俗芸能は南信州地域が未来に活かすべき"貴重な資産"です
企業・団体の皆様の御支援を心から御期待申し上げます

【お問い合わせ】長野県下伊那地方事務所 地域政策課企画振興係

しあわせ∭信州

電話:0265-53-0401(直通) FAX:0265-53-0404 E-mail shimochi-kikaku@pref.nagano.lg.jp

### 全中インフォメーション 全国中小企業団体中央会より発行されている「ゼンチュウニュース」の中からホットな話題をピックアップして掲載します。

#### ●大村会長、竹本直一自民党中小・小規模調査会長と面談

大村会長は、3月4日、竹本直一自民党中小企業・小規模事業者政策調査会長と面談し、 厳しい経営環境が続いている中小・小規模事業者に対する対策に係る意見、要望等を行いま した。



竹本調査会長と面会する大村会長

\*\*\* \*\*\*

#### ●日本労働組合総連合会(連合)との懇談会を開催

全国中央会は、3月17日、ANAインターコンチネンタルホテル東京において日本労働組合総連合会(連合)との懇談会を開催しました。

本会からは大村会長をはじめ森副会長、小正副会長等7名の役員、連合からは神津会長、 逢見事務局長他9名の幹部が出席して、中小企業等の取引環境整備等について意見交換を行いました。

出席者の業界や地域の実情に基づいた活発な意見が出され、大村会長からは、今後、本件について各ブロック中央会の会長会議などの場で披露し、地域の実情に応じて各地においても連合と意見交換できるよう働きかけていきたいと述べ、1時間の懇談を終えました。



全中・連合とのトップ懇談会



来賓挨拶をされる土井経営支援部長

#### ●理事会・評議員会を開催

全国中央会では、3月17日、第223回理事会・評議員会を開催し、平成28年事業計画及び収支予算の各大綱(案)等について協議され、了承されました。来賓として中小企業庁の土井良治経営支援部長、横島直彦経営支援課長他にご出席をいただきました。

(本会から春日英庸会長が出席しました)

# が認識すりが必ず

#### 力石化工株式会社(坂城町)

創業70年。フレキシブルかつ高品質・高信頼を 実現する新たなめっき技術の開発にチャレンジ。

#### 高性能・高機能な製品づくりを提案

「めっきは縁の下の力持ち。 基盤産業ともいわがまますが、も するるのです」



力石化工は 1946(昭和21)

量産型無電解ニッケルめっき装置

年、プレス加工で創業後、佐藤忠雄会長が得意とする電気の知識を生かしニッケルめっきを始めたのがめっき事業の始まり。プラスチック用金型へのニーズから1950年、試行錯誤の末、当時日本ではまだ歴史が浅く難しい技術だった硬質クロムめっきを県内で初めて手がけました。

以来、同社はめっき事業を拡大し、今年創業70年。冒頭、佐藤洋子社長が話す通り、自動車・建機・機械・電気部品等への多種多様なめっき技術で、地域のものづくりを支え続けています。

同社は時代のニーズに応え、つねに新しいめっき技術に挑戦。「ナノ粒子を用いた高機能複合めっき加工技術の開発」は、経産省の戦略的基盤技術高度化支援事業に採択されました(2008年)。特に力を入れているのが、材料の表面特性を変えることで付加価値をつける機能めっきで、高性能・高機能な製品づくりを提案しています。

めっきはかつて、いわゆる"3K"といわれた 業種。同社では早くから環境負荷を削減するとと もに、働く人にやさしいめっき技術や自動化に積 極的に取り組んできました。「社員の定着を図る ためにはとても大切」と佐藤社長は強調。さらに 整理整頓を徹底するなど働きやすい環境づくりも 進めています。

#### つねに新しいことにチャレンジ

ものづくり補助金を活用して取り組んだのが、自動車部品(ブレーキピストン)の変種・変量生産に対応し、かつ安定的に高品質・高信頼性を保つための無電解ニッケルめっき技術の確立と装置の開発。あわせて専用の建屋も建設しました。

ブレーキピストンは 種類が非常に多く、大 量に必要とされる治具 をいかに削減するかが 課題。同社では変種・ 変量生産に対応すべく、



環境負荷の低減を図る水洗槽

県工業技術総合センターおよび(公財)さかきテクノセンターと共同で、3Dプリンタを活用した治具の開発に取り組んでいます。さらに洗浄性の高度化とともに、蒸気量の削減・水洗水リサイクルなど、環境負荷の低減を目指した装置を開発。環境に配慮し、コストダウンにもつながる高度化した無電解ニッケルめっき技術の確立を目指しています。

「時代はどんどん変わっていくので、当社も新しいことにチャレンジしていきたい。今年は創業70周年。100年企業を目指してさらに頑張っていきたい」。佐藤社長はそう抱負を語ります。

それを支え実現する人材の育成は大きなテーマ。月1回の社内研修、防錆管理士等の通信教育



新設しためっきライン建屋。 LED照明で経費削減

のほか、東京のめっ き専門学校に週1 回通学させるなど、 社員一人ひとりの レベルアップと最 新で高度な技術の 習得に力を入れて います。



#### 力石化工株式会社

代 表 代表取締役 佐藤洋子 創 業 1946 (昭和21) 年4月

資本金 1,000万円

本 社 埴科郡坂城町9338-1

TEL.0268-82-3072 FAX.0268-82-8241

事業内容 各種めっき加工



### 「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.64

## いからず

#### 株式会社湯川酒造店(木祖村)

「お客様にとって"必要な銘柄" | を目指して。 若い夫婦二人三脚でこだわりの酒造り。

#### 夫婦二人三脚でこだわりの酒造り

湯川酒造店 は1650(慶安3) 年創業。中山 道35番目の宿 場・薮原宿(現 木祖村薮原) で江戸時代か ら酒造りの伝 統を守り、現



昔ながらの醸造蔵

当主の湯川尚子社長で16代目を数えます。「木曽 路」と「十六代九郎右衛門」の2銘柄で広く人気 を集めています。

「地元で一番飲まれる『木曽路』は家庭料理に 寄り添い、ほっこりできる酒。木曽の良質な水、 気候や標高の高さなど立地の特徴を活かした酒造 りを重視した、しっかりと味が濃い酒です。一方、 『十六代九郎右衛門』は主に首都圏などの飲食店 向け。飲んだ瞬間の印象の強さと、原料米の特徴 をよりしっかりと出す造りをしています|

そう話す湯川社長は東京農大卒業後、2005年 に杜氏を目指して入社。先代の急逝により11年に 社長に就任しました。その後、県内酒蔵で杜氏を 務めていた慎一さんと結婚し、若い夫婦二人三脚 でこだわりの酒造りを行っています。

入社して自社の高級酒を飲んだ時、「あまりお いしくない」と感じたという湯川社長。「良い酒 と思って買ったお客様の喜びが半減するような熟 成感だったり、劣化に近い状態のものもあった。 そこで造りを根本的に見直し、品質管理の精度を 高めてきました。生き残っていくためにも、お客 様を裏切らない酒を造りたい」と力を込めます。

#### 品質精度を高めるために

米と麹と水を使い、基本に忠実に仕込み、醸す。 そこにこだわり、さらにおいしい酒造りを実現す るためには、酒を絞った後工程の品質精度を高め ることが必要不可欠。そこで同社はものづくり補 助金を活用し、まずパストライザーという加熱殺 菌機と冷蔵装置、続いて「サーマルタンク」とい う自動で温度制御できるタンクと製氷機、精密ろ

過機を導入しました。

絞りたての酒のお いしさを保つために は、絞った後のスピー ディな処理が重要。 かつては厳冬期だけ の酒造りでしたが、 近年は年間を通して 行っており、温度管 理は特に重要です。 新設備は最低限にコ



パストライザー



-マルタンク

ントロールされた温度で200本を一度にムラなく 加熱殺菌し、急速冷却することが可能。フレッシュ な酒造りには欠かせない設備で、品質向上の成果 もすぐに現れ、「導入できてすごく良かった」と 手応えを感じています。



コンセプト、造り、販売方法が異 なる 「木曽路 | と 「十六代九郎右衛門 | の2銘柄を展開する同社。湯川社長 が目指すのは「お客様にとって"必 要な銘柄"になること」。

「この品質と感覚をしっかり受け継 いでいく人材を育成し、酒造りをしっ かりと継続していきたい。そして良 いお客様、販売店とご縁をいただき、 顔が見えるかたちで1本1本丁寧に 手売りしていきたい。それが将来に 続く一番の道だと思います|



木曽路



#### 株式会社湯川酒造店

代表取締役 湯川尚子 創 1650 (慶安3) 年

資本金 1,000万円

木曽郡木祖村大字薮原1003-1

TEL.0264-36-2030 FAX.0264-36-2711

事業内容 酒造業

## 腰痛について



松本市 山辺温泉花岡整形外科 院長 花岡 徹

腰痛は一生のうち人類の過半数が経験する症状であると言われています。整形外科医が日ごろ扱うことが多い腰痛は、筋肉や関節、靱帯などの痛み、腰椎椎間板ヘルニアや腰部脊柱管狭窄症などによるものです。しかし、それ以外にも、腎臓などの内臓の病気や婦人科系疾患、動脈瘤や末梢血管疾患、または心因性のものなどによる痛みの場合もありますから、これらの病気のことも常に頭の隅において診断する必要があります。

高齢社会の今、増えているのが、腰部脊柱管狭窄症です。加齢による骨や関節の変性、靱帯の肥厚などのために背骨の中の脊柱管が狭くなり、その中を通る神経やその周りの血管が圧迫されて血流が悪くなり、症状が出ます。その症状は、下肢の痛みやしびれ、間欠性跛行、下肢の筋力低下とさまざまです。間欠性跛行とは、短距離の歩行で下肢の症状が強く出るために、休み休みでないと続けて歩けない症状のこと。静かに立っていても改善しないが、前屈姿勢で痛みが改善することが多いのが特徴です。同じように間欠性跛行を起こす閉塞性動脈硬化症との鑑別も重要になります。

高齢で、疼痛もそれほどではなく、間欠性跛行はあるけれど生活に支障を来たさない程度で、保存的治療の対象になる人たちで、間欠性跛行や下肢のしびれがメインの患者さんは、血流改善薬のプロスタグランジンE1製剤の投与と、理学療法で改善する症例がほとんどです。疼痛がメインの患者さんには、早期に硬膜外ブロック

を併用します。それでも改善しない場合はMRI 検査を行い、病院に紹介しています。疼痛対策 としては、今まではNSAIDと言われる消炎鎮痛 剤が主に用いられていましたが、副作用として 胃腸障害を起こす頻度が高く、連用しなければ 疼痛が改善しない患者さんには、プレガバリン や弱オピオイドという薬が、神経障害性疼痛や 慢性難治性疼痛に使用することができるように なりました。専門医による適切な使用が求めら れています。

下肢の麻痺や膀胱直腸障害は見逃してはならない症状で、手術の適応となります。たとえ高齢でも筋力低下を放置すると、生活の質を障害してしまいます。また、痛みが強くて、間欠性跛行で歩行可能な距離が短いために仕事にも支障が出て困っているならば、早期に手術を考えなければならないでしょう。現在は内視鏡を用いた微細侵襲手術を行う病院もあり、短期間の入院で社会復帰ができるようになりました。しかし、内視鏡手術が万能ではありませんので、手術を担当する医師とよく相談して決めなければなりません。



## How To 労務管理



特定社会保険労務士 中村 光子 氏



### 労働契約締結についてのポイント

現在、非正規雇用者(正社員以外のパートタイマー、派遣社員、契約社員等)の占める割合は、労働者全体の3分の1を超え、最高水準となっています。今回は、有期労働契約締結の際のポイントについて記載します。

#### 1. 労働契約締結の際、事業主が有期労働契約者に明示しなければならないこと

前回、労働契約締結の際に事業主が明示しなければならない事項について記載しましたが、有期労働契約の場合には、さらに①労働契約期間、②労働契約の更新の有無および更新する場合の基準、について書面で明示しなければなりません。

#### 2. 有期労働契約から無期労働契約の転換について

同一の使用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えて繰り返し更新された場合は、労働者の申込みにより、無期労働契約に転換されます。通算契約期間のカウントは平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約が対象です。

なお、通算5年を経過した有期契約労働者から申込みができるのは、正社員ではなく、契約期間に 関することを除き、申込み時の有期労働契約と同条件の「無期契約社員」になります。無期転換前と 後で労働条件を変更する必要はありませんが、無期転換後の労働条件を定めた無期転換社員用の就業 規則をあらかじめ作成することをお勧めします。

#### 3. 助成制度の活用について

現在、有期契約労働者等の非正規社員を正社員等に転換(有期→正規や無期、また派遣を直接雇用など)する場合、また有期契約労働者等の処遇を改善(賃金テーブル改定、共通処遇推進制度等の導入など)する場合等には、キャリアアップ助成金が活用できます。

#### 4. 有期雇用特別措置法について

①高度な専門的知識などを持つ有期契約労働者、②定年後引き続き雇用される有期契約労働者は、有期労働契約が5年を超えても無期労働契約に転換させる仕組みを適用しないことができます。これには、細かい条件があるとともに、一定の手続き(対象労働者に応じた適切な雇用管理の措置に関する計画について、厚生労働大臣から認定を受ける)が必要です。

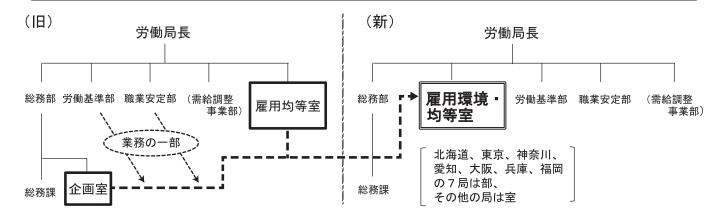
以上、有期労働契約を締結する際のポイントについて簡単に記載しました。有期労働契約の場合、様々な法律が関係してきますので、しっかり労務管理を行っていただき、トラブル防止に繋げていただければと思います。

#### 長野労働局からのお知らせ

#### 労働局の組織を見直し『雇用環境・均等室』を設置しました。

労働局では以下の取組を進めるため、平成28年4月に組織の見直しを行い、新たに「雇用環境・均等室」を設置しました。

- ⇒ 男女ともに働きやすい雇用環境を実現するため、「女性の活躍推進」や「働き方 改革」等の施策をワンパッケージで効果的に推進します。
- ⇒ 労働相談の利便性をアップするため、パワハラや解雇等に関する相談とマタハラやセクハラ等に関する相談の対応を一体的に進めます。また、個別の労働紛争を未然に防止する取組(企業指導等)と、解決への取組(調停・あっせん等)についても、同一の組織で一体的に進めます。



#### 総合的な行政事務を展開

雇用均等室にて「女性の活躍推進」、労働基準部にて「働き方改革」に関する取組を実施する等、それぞれの組織が企業・経済団体への働きかけを実施していました。

⇒「雇用環境・均等室」にて、「女性の活躍推進」や「働き方改革」等の企業・経済団体へ の働きかけを、ワンパッケージで効果的に実施します。

#### 労働相談の対応の一体的実施・個別の労働紛争の未然防止と解決の一体的実施

①総務部企画室にてパワハラ・解雇に係る相談・紛争解決 ②労働基準部にてパワハラ防止等に係る企業への啓発指導 ③雇用均等室にて均等法等に係る相談、企業への指導及び紛争の解決援助を実施していました。

⇒ 「雇用環境・均等室」で労働相談の対応を一体的に実施します。個別の労働紛争を未然 に防止する取組(企業への指導)と解決への取組(調停・あっせん等)を一体的に実施します。

#### 業務実施体制の整備・強化

女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの推進、働き方改革などの取組を強力に進めるため、専門官職(雇用環境改善・均等推進指導官)を配置しました。

お問い合わせ 長野労働局雇用環境・均等室

均等関係 Tel 026-227-0125 Fax 026-227-0126 総合労働相談 Tel 026-223-0551 Fax 026-227-0126

助成金 Tel 026-223-0560 Fax 026-227-0126

## 設備応援みらい保証

#### 「みらい」へ向けて設備投資を行う 中小企業者を応援します!

	概    要					
ご 利 用いただける方	業歴2年以上で、かつ2期以上の確定申告を行い、次のいずれかの要件を満たす方  ① 最近2期の決算において、連続して経常利益(法人)または申告所得(個人)を計上している方  ② 最近2期のいずれかの決算において、経常利益(法人)または申告所得(個人)を計上し、かつ、債務超過でない方  ③ 上記のほか、金融機関等の支援を受けて策定した事業計画に基づき設備投資を行う方					
保証限度額	2億8,000万円以内(一般保証の範囲内での取扱いとなります)					
対象資金	<ul><li>・設備資金</li><li>・設備導入に附帯する運転資金を含む運転設備資金</li></ul>					
保証期間	・無担保 15年以内 ・有担保 20年以内(ただし、建物のみを担保とする場合は15年以内) ・据置期間 1年以内(特別な理由がある場合は3年以内)					
返済方法	分割返済 (ただし、期間 1 年以内の場合は一括返済可)					
信用保証料	年0.35%~1.80% ※通常より0.1%低い保証料率でご利用いただけます ※有担保割引、中小企業会計割引の適用も可能です					
貸付利率	金融機関所定の利率					
連帯保証人	原則として法人の代表者を除き不要					
担 保	必要に応じて提供していただきます					
添付書類	所定の申込資料の他、金融機関等の支援を受けて策定した <u>事業計画書</u> (設備投資にかかる 収支計画書等)の添付が必要となります					
	ご利用いただける方 ①または②に該当する方 必要に応じて、添付をお願いします					
	ご利用いただける方 ③に該当する方 添付が必要となります					
	※書式は、金融機関所定のものをご利用いただけるほか、当協会ホームページ(お客様用書式ダウンロードページ)にも参考例を掲載しています					

#### ※信用保証料(通常より低い保証料率でご利用いただける制度となっております)

区分	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9
設備応援みらい保証	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35

詳細については、お近くの信用保証協会窓口までお問い合わせください。





ホームページ http://www.nagano-cgc.or.jp E-mail hosyo@nagano-cgc.or.jp

## 経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。







従業員のための退職金準備に

#### 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、安定した退職金準備が できる共済制度です。

● 特定退職金共済制度 引受保険会社 三井生命保険株式会社



経営者・従業員のための万一の保障

#### 団体扱生命保険

団体扱\*(月払)の場合、一般扱(□座振替扱月払等)で ご契約いただくよりも、保険料が割安になります! オーナーズプラン

経営者の事業承継対策とリスクマネジメントのために。

パートナーズプラン

従業員の皆さまの保障準備をサポートします。



業務上の災害への備えに

#### 業務災害補償保険

事業活動にかかわる従業員さまのケガなどの リスクをカバーする保険です。

● 業務災害補償保険

引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 取扱代理店 三井牛命保険株式会社

- \* 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社 へ払い込む取り扱いのことです。
- ※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意 喚起情報)]「ご契約のしおり-約款」および長野県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)]等を必ずご覧ください。

三井生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

#### 三井生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 長野県松本市中央1-21-8 三井生命松本ビル2F TEL:0263-34-3585 http://www.mitsui-seimei.co.jp/

長野営業部 TEL:026-226-2820 東御営業部 TEL:0268-64-5413 松本営業部 TEL:0263-35-8519 佐久営業部 TEL:0267-62-0358 **あづみ野営業部** TEL:0263-84-0256 飯田営業部 TEL:0265-24-4980 上田営業部 TEL:0268-24-2755 諏訪営業部 TEL:0266-52-1356

三井-KB-28-3 (損保) C-28-1 B-28-1010 (H28.4) 使用期限 H29.3.31

## 平成28年度 長野県中小企業団体中央会 通常総代会開催のお知らせ

日時 平成28年度5月23日(月)午後2時 場所 長野市「ホテルメトロポリタン長野」

第1号議案 平成27年度事業報告承認について

第2号議案 平成27年度収支決算並びに剰余金処分(案)承認について

一 監 査 報 告 —

第3号議案 平成28年度事業計画(案)決定について

第4号議案 平成28年度収支予算(案)決定について

第5号議案 平成28年度会費賦課基準(案)決定について

第6号議案 任期満了に伴う役員・総代選任について

第7号議案 その他特別に議する事項について

報告事項 顧問及び参与推戴報告について

※理事・総代の皆様には予め日程調整をお願いします。



## 自動車税納期内納付 促進キャンペーン

#### 平成28年度の自動車税の納期限は5月31日火です。

自動車税は毎年4月1日に自動車をお持ちの方に納めていただく税金です。自動車税納税通知書が届きましたら、お近くの金融機関、農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、又は地方事務所税務課で納期限までに納めてください。

納税通知書には「納税証明書」がついています。これは自動車の継続検査(車検)に必要となりますので、車検証と一緒に大切に保管しておきましょう。

長野県 (地方事務所)

☆働きやすい職場環境づくり 「企業の社会的責任(CSR)」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と 人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ "あなたにもできる。 ライフスタイルの見直しで、 1人1日1kgのCO2削減" 03(6907)1234-小企業退職金共済事業本部(間合せ先)(独)勤労者退職金共済聯 退理け金の けられ 金助成の国の国の 共にお れ成の お単。 退は 神。退職へ 社外積・ 職 代法上の概金制度 位立だから 金 度 は 優 です ぜ 遇

知恵と力を合わせて信州を元気に

### □中小企業レポート

MONTHLY REPORT

**5** 

No.474

第474号 平成28年5月10日発行 購読料年間3,000円(消費税・送料込み) 発行人 佐々木正孝

発行所 長野県中小企業団体中央会 長野市中御所岡田町 131-10 長野県中小企業会館内 4 F

TEL.026-228-1171 印刷所 カシヨ株式会社



高めの金利設定

固定金利の半年複利

1年、2年、3年から 期間が選べる

商工中金は、国とともに、中小企業をサポートする公的金融機関です。 お客さまとともに、地域活性化に全国で取り組んでいます。

長野支店 〒380-0814 長野市西鶴賀町 1483-11 諏訪支店 〒392-0026 諏訪市大手 1-14-6

TEL:026-234-0145 TEL:0266-52-6600

松本支店 〒390-0811 松本市中央 2-1-27 松本本町第一生命ビル 1 F TEL:0263-35-6211

